

伊丹市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

平成 2 6 年 2 月 2 6 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

水道料金等の債権の適正な管理を図るため。

伊丹市水道事業給水条例の一部を改正する条例（平成26年伊丹市条例第 号）

伊丹市水道事業給水条例（平成9年伊丹市条例第39号）の一部を次のように改正する。

目次中「第47条」を「第47条－第49条」に改める。

第47条を第49条とし、第7章中同条の前に次の2条を加える。

（権利の放棄）

第47条 管理者は、料金その他この条例による歳入に係る債権（以下「債権」という。）について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等の全部又は一部を放棄することができる。

- (1) 当該債権につき消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込みがあるとき。
- (2) 債務者が行方不明その他これに準ずる事情にあり、かつ、徴収の見込みがないとき。
- (3) 債務者が死亡し、その相続人が限定承認をした場合若しくはその相続人の全員が相続の放棄をした場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける債権及び本市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。

（報告）

第48条 管理者は、前条の規定により債権を放棄したときは、規程で定めるところにより、議会に報告しなければならない。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。